

市民総合交流拠点施設の管理運営に関する サウンディング型市場調査 実施要領

令和4年9月
昭 島 市



基本設計における施設外観イメージ

1. 調査の目的

昭島市では、市の東部に位置する市民交流センターの老朽化に伴い、建替えを実施することとしました。新たな施設は、交流拠点機能を継承した上で他施設にあった機能を集約するほか、東部地域の防災拠点としての機能を備え、より一層の公共の福祉の増進につながる市民総合交流拠点施設として整備することとしました。

令和3(2021)年8月には施設整備についての基本的な考え方やコンセプトをまとめた「市民総合交流拠点施設整備方針」を策定し、基本設計に着手するとともに、令和4(2022)年5月には「市民総合交流拠点施設基本設計方針」を策定しました。

現在は実施設計に着手し、令和7(2025)年の開設に向けて整備を進めていますが、様々なヒトが集う交流拠点施設を目指しており、その維持管理・運営手法を検討していく上で、民間事業者の意見等を参考といたく、本調査を実施します。

本調査結果を参考に、施設整備における課題を整理した上で実施設計に反映していくことから、サービス向上や施設全体の運営効率化等につながるご意見・ご提案を期待しています。

2. 対象施設の概要

【資料1】施設計画概要書に記載のとおり

3. 対象事業

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ア 施設に係る保守管理業務
 - イ 環境衛生管理業務
 - ウ 植栽・外構施設管理業務
 - エ 駐車場管理業務
 - オ 備品及び消耗品管理
- (2) 対象施設の運営に係る業務
 - ア 施設利用に関すること
 - イ 施設利用者のサービス向上に関すること
 - ウ 利用料金の収受に関すること
 - エ 教室等の実施・開催に関すること
- (3) カフェの運営に係る業務
- (4) 災害時等への対応に係る業務
 - ア 避難所
 - イ 災害対策本部（代替施設）
 - ウ サテライトオフィス

4. スケジュール等

調査実施の公表 サウンディングの参加受付及び ヒアリングシート提出期間	令和4年9月1日（木） ～9月22日（木）
サウンディングの実施	令和4年10月7日（金） ～10月20日（木）
実施結果概要の公表	令和4年11月（予定）

5. サウンディング型市場調査の実施概要

(1) 対象者

対象施設の管理運営への参画を検討している事業者を対象とします。
ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札に参加させることができない者）の規定に該当している事業者
- イ 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（平成12年4月1日施行）に基づく指名停止措置の期間中である事業者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている事業者
- エ 法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者）に国税及び地方税

の滞納がある事業者

オ 法人税、消費税及び地方消費税に滞納がある事業者

カ 法人の役員等が次のいずれかに該当している事業者

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団若しくはそれらと密接な関係を有する者

(イ) 昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱に基づく入札への排除措置を受けている者

(2) サウンディングの項目

サウンディングの実施当日は、事前にご提出いただく「(様式2) ヒアリングシート」に基づき、主に次の項目についてご意見やご提案をお聞かせください。

ア 貸室について

室数や大きさ、利用料金の考え方など

イ フリースペースについて

ウ 機能集約について

利用者や施設管理者のメリットやデメリットなど

エ 災害時等への対応について

避難所、代替災害対策本部、サテライトオフィス機能導入時の市と施設管理者との連携など

オ 駐車場について

使用料、料金設定の考え方など

カ 維持管理・運営手法について

キ カフェの運営について

面積、テナント賃料、引き渡しの状態など

ク 参入の意向や市場性について

民間活力を導入した場合の参入の意向や参入形態、市場性、公募条件など

ケ 事業全般に関する提案や課題、問題点等について

コ 昭島市への要望等について

6. サウンディングの手続

(1) 対象施設の基本設計方針等について

対象施設は建替えとなることから、現地見学会等は実施しませんが、対象施設の基本設計方針、説明動画を昭島市公式ホームページに掲載していますので、参考としてください。

トップページ > 施設情報 > 市民総合交流拠点施設整備

○市民総合交流拠点施設基本設計方針

<https://www.city.akishima.lg.jp/s004/110/010/064/kihonnsekkeihousinn.pdf>



○市民総合交流拠点施設基本設計方針（案）説明動画

<https://www.youtube.com/watch?v=pnxWw8DWt4I>



(2) サウンディングへの参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、「(様式1) エントリーシート」及び「(様式2) ヒアリングシート」に必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールにてご提出ください。

ア 申込受付期間

令和4年9月1日(木)～令和4年9月22日(木)

イ 申込先

「9. 問い合わせ先」のとおり

ウ 受付

参加申込のメールを受信後、受付確認のメールを、エントリーシートに記載されているE-mailアドレスへ返信します。受付確認メールが届かない場合は、「9. 問い合わせ先」へ電話にてご連絡ください。

(3) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいたグループの担当者宛に、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。なお、希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(4) サウンディングの実施

ア 実施期間

令和4年10月7日(金)～令和4年10月20日(木)

イ 所要時間

30分から1時間程度

ウ 場所

昭島市役所 会議室(予定)

エ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため非公開とし、個別に実施日を通知した上で行います。

(5) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、11月に概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表に当たっては事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

7. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い等

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。また、本市が本調査の結果公表や今後の事業実施に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

(4) 追加対話への協力

サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

8. 参考資料

【資料1】施設計画概要書

【資料2】市民交流センター運営状況

9. 問い合わせ先

質問等がある場合は、下記の連絡先までお問い合わせください。

担当部課：昭島市企画部市民総合交流拠点施設建設担当 住 所：東京都昭島市田中町1丁目17番1号 電 話：042(544)5111 内線2375 F A X：042(546)5496 E-mail：shisetsukensetsu@city.akishima.lg.jp
--